

資料2

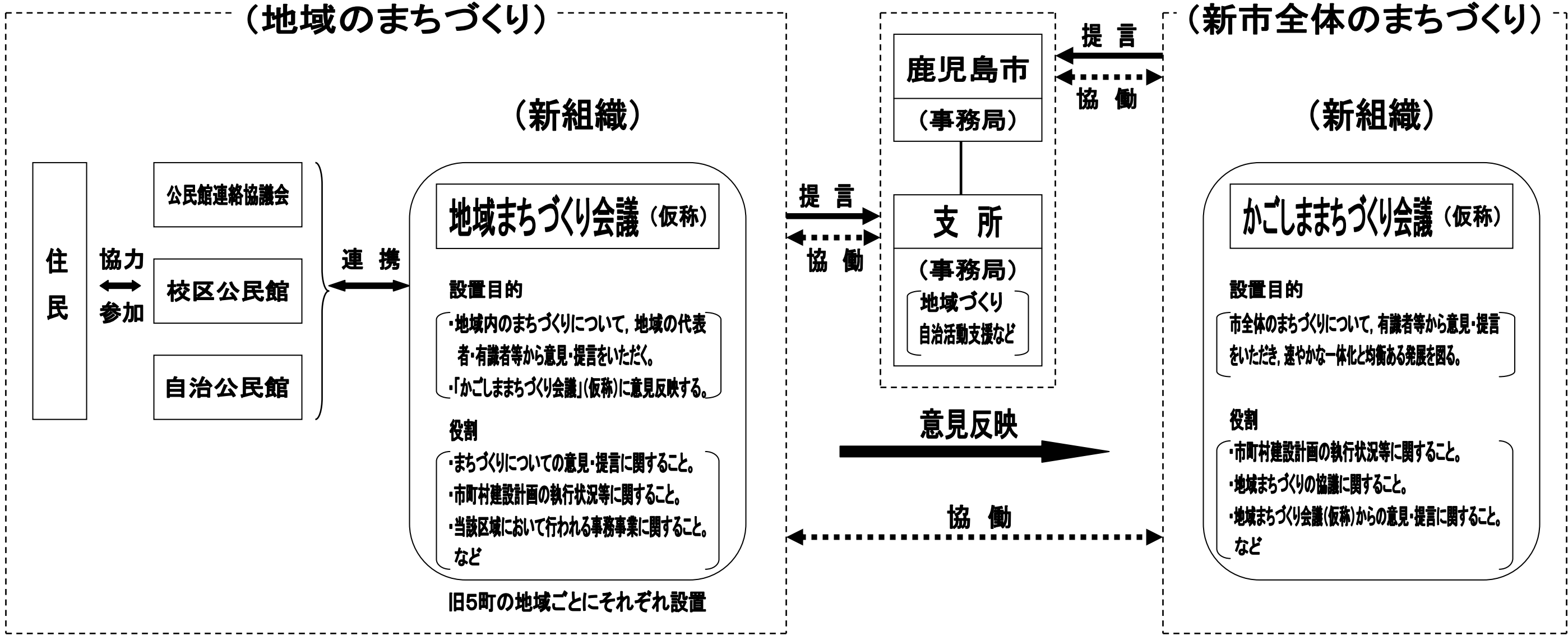
事務事業調整報告附属資料

平成16年7月
鹿児島地区合併協議会

(40) まちづくり推進組織の取扱い

項 目	内 容	
	地域まちづくり会議（仮称）	かごしままちづくり会議（仮称）
組 織 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・委員は、15人以内とする。 ・委員は、次に掲げる者とする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 住民自治組織から選出された者 (2) 各種団体等から選出された者 (3) 学識経験を有する者 ・会議は、委員の互選により選出された会長、副会長及び委員をもって組織する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員は、15人以内とする。 ・委員は、次に掲げる者とする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域まちづくり会議から選出された者 5人 (2) 各種団体等から選出された者 4人 (3) 学識経験を有する者 2人 (4) 公募により選任された者 2人 (5) 市関係者 2人 ・会議は、委員の互選により選出された会長、副会長及び委員をもって組織する。
所 掌 事 項	<p>当該地域のまちづくりに関すること。</p> <p>当該地域において行われる事務事業に関すること。</p> <p>新市まちづくり計画に関すること。</p>	<p>新市のまちづくりに関すること。</p> <p>地域まちづくり会議からの意見・提言に関すること。</p> <p>新市まちづくり計画に関すること。</p>
設 置 時 期	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年1月1日 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年1月1日
会 議 等	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の開催は、1年度に5回以内とする。 ・会長が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の開催は、1年度に5回以内とする。 ・会長が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、開催する。

(まちづくり推進組織の概要図)



調整方針 [第8回合併協議会提案(H.15.10.7)第9回合併協議会確認(H.15.10.28)]

- ・ 1市5町の合併後のまちづくり等の推進に関して協議する組織については、地域まちづくり会議(仮称)及びかごしままちづくり会議(仮称)を設置することとし、具体的なことについては、合併時まで1市5町の長が別に協議するものとする。